

現在の高圧ガス保安法に基づく冷凍保安規則における
冷媒の種類による冷凍設備の扱い

2017年7月25日施工

冷媒の種類	冷凍能力（一日当たり）				
	3トン未満	3トン以上 5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上 50トン未満	50トン以上
二酸化炭素、フロン(不活性ガス) [R22,R134a,R404A,R407C,R410等]、 特定不活性ガス [R32,R1234yf,R1234ze]	法の適用を受けない	法の適用を受けない 許可・届出は不要 【適用除外】	法の適用は受けるが、 許可・届出は不要 【その他製造者】	法による届出対象 【第2種製造者】	法による許可対象 【第1種製造者】 ⇒ 冷凍保安責任者・代理者
フロン(不活性ガスを除く) アンモニア	許可・届出は不要 【適用除外】	法の適用は受けるが、 許可・届出は不要 【その他製造者】	法による届出対象 【第2種製造者】 ⇒⇒⇒ 冷凍保安責任者・代理者		法による許可対象 【第1種製造者】
上記以外 (可燃性ガス等) HCガス[C_2H_2 等]、ヘリウム		法による届出対象 【第2種製造者】		法による許可対象 【第1種製造者】 ⇒⇒⇒ 冷凍保安責任者・代理者	

備考：使用する冷媒や冷凍能力に応じ、都道府県知事等に対し、製造時の許可や届出が必要。
『法の適用を受けない』については、技術上の基準への適合が必要であることを示している。

現在の高圧ガス保安法に基づく冷凍保安規則における
冷媒の種類による冷凍設備の扱い

2017年7月25日施工

冷媒の種類	冷凍能力（一日当たり）				
	3トン未満	3トン以上 5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上 50トン未満	50トン以上
二酸化炭素、フロン(不活性ガス) [R22,R134a,R404A,R407C,R410等]、 特定不活性ガス [R32,R1234yf,R1234ze]	法の適用を受けない	法の適用を受けない 許可・届出は不要 【適用除外】	法の適用は受けるが、 許可・届出は不要 【その他製造者】	法による届出対象 【第2種製造者】	法による許可 【第1種製造者】
フロン(不活性ガスを除く) アンモニア	許可・届出は不要 【適用除外】	法の適用は受けるが、 許可・届出は不要 【その他製造者】	法による届出対象 【第2種製造者】		60トン未満まで 法による許可対象 【第1種製造者】 ⇒⇒60トン以上 ※冷凍保安責任者・代理者必要
上記以外 (可燃性ガス等) HCガス[C_2H_2 等]、ヘリウム		法による届出対象 【第2種製造者】		法による許可対象 【第1種製造者】	

備考：使用する冷媒や冷凍能力に応じ、都道府県知事等に対し、製造時の許可や届出が必要。
『法の適用を受けない』については、技術上の基準への適合が必要であることを示している。